

## 筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年5月28日

岡山地方法務局筆界特定登記官



### 記

#### 1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第10号

対象土地 岡山市東区西大寺中一丁目319番13

岡山市東区西大寺中一丁目321番8

手続番号 令和7年第12号

対象土地 岡山市東区西大寺中一丁目320番7

岡山市東区西大寺中一丁目321番8

#### 2 関係人の氏名

岡 崎 鉄 三

#### 3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。